

## ○ 国税専門官冬季1DAY仕事体験の開催について

熊本国税局では、国税専門官冬季1DAY仕事体験を実施します。

業務説明・模擬調査・先輩講話等の内容で、対面方式により熊本、大分、宮崎、鹿児島の4県で計5回開催します。

また、上記の対面方式に参加できない方は、WEB方式でも実施しますので、ぜひ御参加ください。

参加対象者は、大学生、大学院生及び専門学生等です。学年及び既卒等は問いません。

申込受付期間は、令和6年10月1日（火）から12月13日（金）です。

受験申込の詳細は、国税庁ホームページ（[熊本国税局 職員採用案内](#) [検索](#)）をご覧ください。熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096-354-6171 内線6046）へお問い合わせください。

## ○ 社会全体のデジタル化の推進について

国税当局では、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」において、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を取組の柱とし、税務行政のDXに取り組んでいくこととしています。

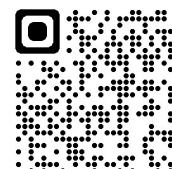
特に、事業者のデジタル化を促進することを通じて、「デジタル社会の実現」に向け、税務を起点とした社会全体のDXを推進していきます。

納税者の皆様が、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

e-Taxのご利用やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールのご活用をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp> 又は [国税庁](#) [検索](#)）にある「税務行政のDX」をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらの二次元コードからもご利用になれます。



## ○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ **チャットボット（ふたば）に質問する**

相談可能税目：年末調整（10月上旬から翌年1月下旬まで）、所得税の定額減税、所得税・消費税の確定申告、インボイス制度

国税庁	チャットボット	検索
-----	---------	----

スマホでのご利用はこちらから→



⇒ **タックスアンサーを利用する**

国税庁	タックスアンサー	検索
-----	----------	----

スマホでのご利用はこちらから→



## 国税だより（令和6年12月発行分）

### ○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

0570-00-<sup>コクゼイ</sup>5901（全国一律料金）

受付時間 平日8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	熊本県	鹿児島県
名称	熊本国税局業務センター	熊本国税局業務センター 鹿児島事務室
所在地 (書面で申告書等を提出する場合の郵送先)	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・玉名署・天草署・山鹿署・菊池署・宇土署・阿蘇署	鹿児島署・鹿屋署・大島署・指宿署・種子島署・知覧署・大隅署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。	

詳しくは、熊本国税局ホームページ（熊本国税局 検索）をご覧ください。

- ◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



# 国税だより（令和6年12月発行分）

## ○ 国税に関するご質問・ご相談の解決方法！

### 1 チャットボット（ふたば）に質問

個人の方の国税に関する質問は、チャットボットの税務職員ふたばにお気軽にご相談ください。土日、夜間でもご利用いただけます。



チャットボットは  
こちらから

### 2 タックスアンサーを利用

医療費控除、住宅ローン控除等のよくある国税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。



タックスアンサーは  
こちらから

### 3 電話で相談する（電話相談センターのご案内）

熊本国税局では、令和7年1月14日（火）から令和7年3月17日（月）までの間、所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。

最寄りの税務署又は「国税相談専用ダイヤル」に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話ください。

なお、e-Tax・確定申告書等作成コーナーにおける初期設定や操作方法などのご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」をご利用下さい。音声ガイダンスに従って番号を選択した後、専用オペレーターがお答えします。

- ◆ 〇〇税務署（電話〇〇〇 - 〇〇〇〇）※自動音声案内
- ◆ 国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901※ナビダイヤル
- ◆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901※ナビダイヤル  
03-5638-5171

## ○ 消費税の簡易課税制度を選択される方へ

これまで消費税の免税事業者であった個人事業者の方が、インボイス発行事業者として登録を受けた場合は、令和6年分の消費税の申告が必要となります。

なお、インボイス発行事業者に登録したことにより課税事業者となった場合で、令和6年分の消費税申告において簡易課税制度を選択される方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和6年中（12月31日まで）に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、この適用をやめることはできません。

なお、簡易課税制度を選択していても、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（2割特例）を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 又は [国税庁](#) [検索](#)）をご覧ください。

## 国税だより（令和6年12月発行分）

### ○ 財産を相続したとき

亡くなられた人（被相続人）から相続、遺贈や相続時精算課税制度に係る贈与によって財産を取得した相続人等の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円＋（600万円×法定相続人の数））を超える場合、その財産を取得した相続人等は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税をする必要があります。

なお、相続税の課税価格は、相続や遺贈によって取得した財産の価額と相続時精算課税適用財産の価額の合計額から債務・葬式費用の額を差し引いて、暦年課税に係る被相続人からの贈与財産（令和6年相続開始分については、相続開始前3年以内の贈与財産）の価額を加算して計算します。

国税庁ホームページには、法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続税の申告手続の可否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されていますので、是非ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）又は   をご覧ください。

※ 税務署での個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、あらかじめ相談日時等を予約していただいております。